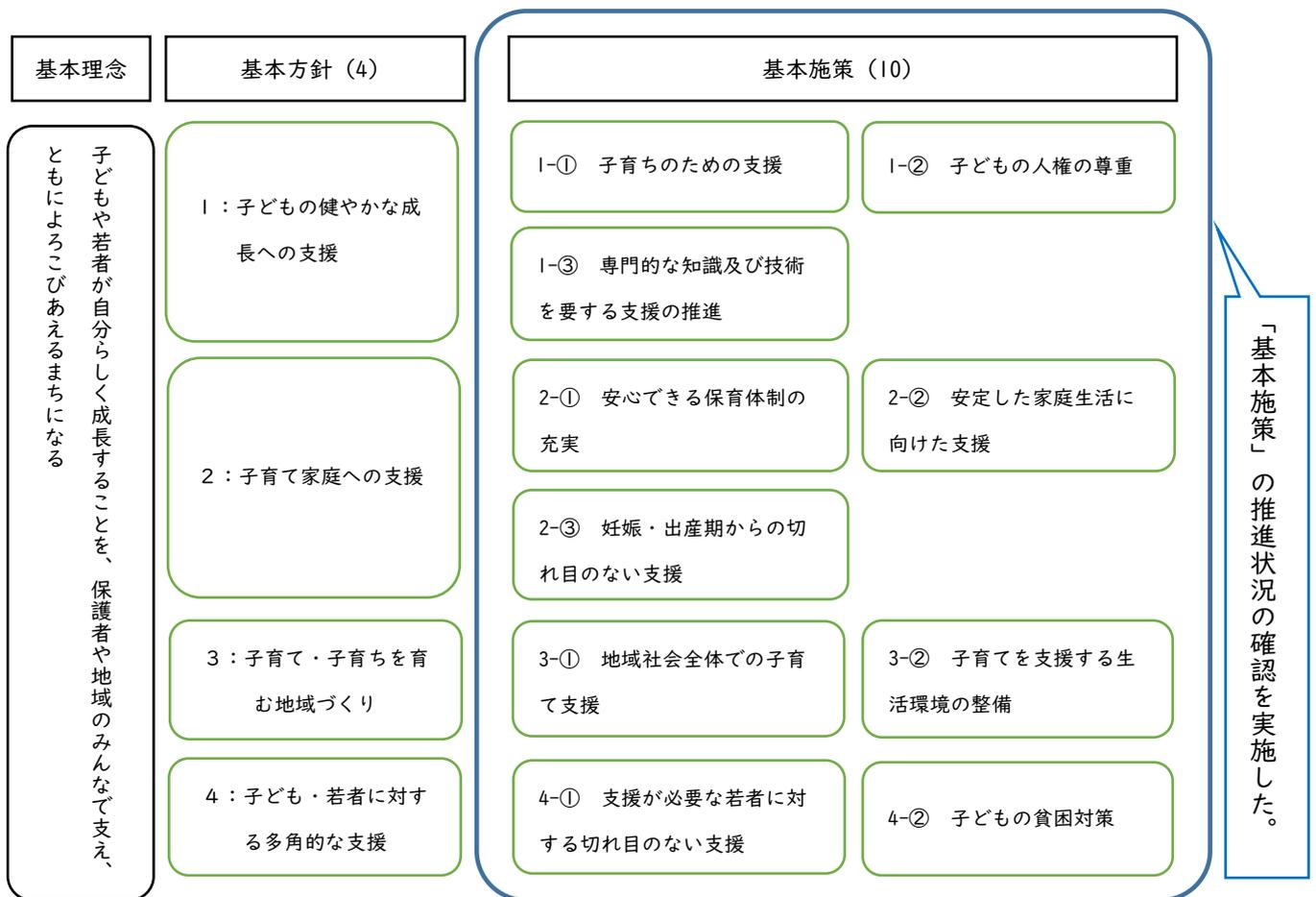


多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）の  
令和6年度の取組と成果等について

1. 報告事項

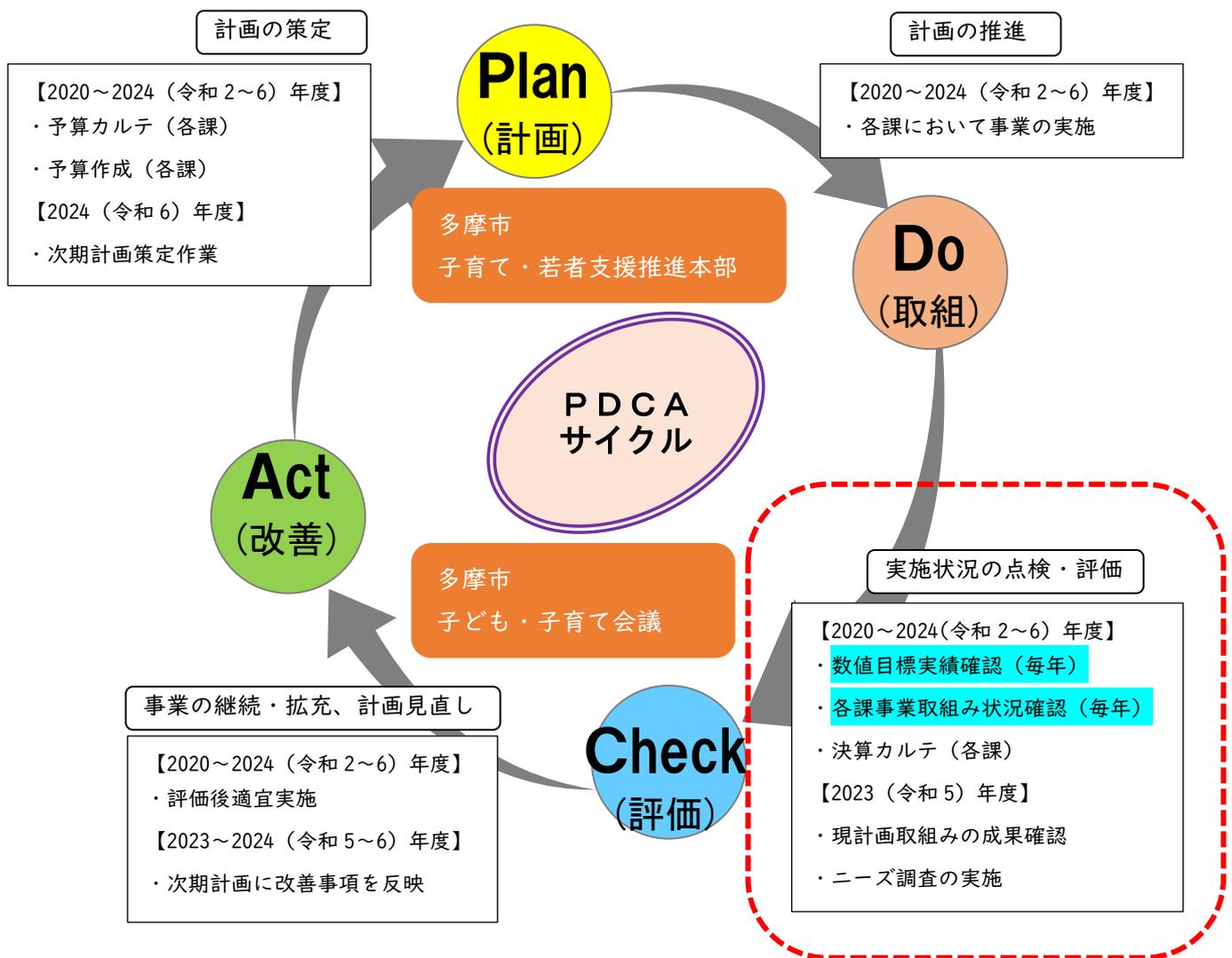
多摩市子ども・子育て・若者プラン（第2期多摩市子ども・子育て支援事業計画）の令和6年度の取組と成果について報告する。

2. 施策の体系



### 3. 計画の推進状況の点検・確認：前計画 PI04 参照

多摩市子ども・子育て・若者プラン（計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）の取り組みの点検・評価を行うため、利用者の視点に立った確保方策を設定し、アンケート等の実施により満足度や要望を把握し、施策の改善につなげていく。また、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても評価を行う。



### 4. 確認方法

各担当課における個別施策（各事業）の推進状況について点検・確認を行い、その結果に基づき基本施策（10施策）及び新たに取り組んだ課題の令和2年度から令和6年度までの取組の成果確認を行った。

また、令和2年度から令和6年度までの計画期間中、基本施策（10施策）に加えて、「少子化対策」、「ヤングケアラー支援」、「子ども・若者の権利」などの新たな課題に取り組んだ、

5. 基本施策の推進状況

基本施策 1-① : 子育てのための支援				
基本 施策 推進 状況	<p>保育を必要とする子どもの受け入れのために保育所等に対して運営支援を行うとともに、パルテノン多摩の「こどもひろば OLIVE」等のこどもや親子が気軽に立ち寄ることができる居場所についても継続的に運営を実施し、市内外の方に広く活用された。また、各児童館における子育て支援事業や子育て支援事業、健全育成環境の醸成事業についても、概ね新型コロナウイルス感染症拡大前の規模で実施することができた。</p> <p>加えて、妊娠初期から支援が必要な妊婦への支援を確実にを行うため、母子健康手帳の交付と同時に妊婦面接（ゆりかご TAMA）を実施するとともに、面接を受けた全妊婦に対して支援プランを作成し、早期支援を行った。</p> <p>今後も、多様な保育ニーズに対応するためのサービス提供に係る検討を行うとともに、ひろば事業等の実施により、地域の方々が気軽に立ち寄って他の世帯と交流ができるよう、孤立させない子育て環境作りに取り組んでいく。</p>			
	施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
	1-①-1 幼児期の教育・保育及び学童期の保育の充実 【施設型給付（保育所）】 *子ども・若者政策課	市内21箇所の認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行った。	引き続き、市内認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行う必要がある。	市内認可保育所に対して、施設型給付費の支払いを行い、保育を必要とする子どもの受け皿確保を行うことができた。
	1-①-2 子どもと親子の居場所づくりの推進 【地域子育て支援拠点事業】 *子ども家庭支援センター	子育て世帯の親子が気軽に立ち寄って過ごせる地域の身近な施設として運営を行った。 子ども家庭支援センターたまっこについては、令和6年度から受託事業者の変更があったが、運営を止めることなく、事業を実施した。	今後は児童館や保育施設等を含め、幅広く市内の子育て支援施設で展開できるよう検討を進めていく。	子育て世帯の親子が立ち寄って過ごせる地域の身近な施設として運営を行った。 コロナ禍においても、子育て世帯の居場所確保の観点から、感染対策を徹底したうえで開所した。 また、令和4年3月27日には、パルテノン多摩4階に「こどもひろば OLIVE」を開設し、市内外問わず多くの利用がある。
1-①-3 児童の健全育成	各児童館において子育て支援事業および子育て支援事業、健全育成環境の醸成事業を概ね	「児童館の今後のあり方基本方針」で目指している児童館運営を実現していくに当たり、	永年の懸案であった児童館の今後のあり方について、課内での検討、庁内での検討、利用者	

<p>【児童館事業】 * 児童青少年課</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大前の規模で実施することができ、児童館利用者数も回復させることができた。</p>	<p>職員のスキル継承が引き続き課題となっている。今後は児童館キャンプの再開など、新たな児童館運営も意識した事業企画も行っていく。</p>	<p>や地域住民との意見交換を経て「児童館の今後のあり方基本方針」として令和7年2月に決定した。</p>
<p>1-①-4 子どもの健康の確保 【利用者支援事業（母子保健型） ゆりかごTAMA妊婦面接】 * 健康推進課</p>	<p>出産や子育てに関する様々な相談を受け、出産までの準備や子育てに必要な情報だけでなく、子育てサービス等の情報提供を行った。 また、妊娠初期から支援が必要な妊婦への支援を確実にを行うため、母子健康手帳の交付と同時に妊婦面接（ゆりかご TAMA）を実施し、面接を受けた全妊婦に対して支援プランを作成し、早期支援を行った。さらに、妊娠後期の支援として全妊婦に対しアンケートを実施し支援の充実を図った。 併せて経済的支援として出産応援ギフトと育児グッズを支給し、伴走型相談支援と一体的に支援を行った。 より支援が必要な妊婦に対してはサポートプランを作成し、支援を行った。</p>	<p>地域で安心して出産・子育てが行えるよう、妊娠期から早期に切れ目ない支援を行うため、引き続き全妊婦に対し妊婦面接（ゆりかご TAMA）、妊娠後期のアンケートを実施し、妊娠・出産・子育て期の不安の軽減を図るとともに、経済的支援と伴走型相談支援を一体的に実施することで早期支援を行う。</p>	<p>令和2年度からは全妊婦に対し支援プランを作成し、早期支援を行った。また、令和5年度からは母子健康手帳の交付と同時に妊婦面接（ゆりかご TAMA）を実施、加えて妊娠後期のアンケートにより支援の充実を図った。 出産・子育て応援事業による経済的支援と伴走型相談支援を一体的に行うことで、妊娠初期からの切れ目ない支援に寄与した。</p>

基本施策 1-② : 子どもの人権の尊重

基本  
施策  
推進  
状況

関係機関と連携して要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、児童虐待に関する講演会や虐待予防のためのロールプレイ等を実施することで関係機関との連携強化を図った。周知の面でも、YouTube 多摩市公式チャンネルにて公開している虐待予防教育動画の QR コードを、SOS カードに入れて配布する等の工夫を凝らした。今後についても、子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、妊娠期からの切れ目ない相談支援体制の構築のため、令和7年度開設の「こども家庭センター」を拠点とし、相談窓口の強化を実施していく。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
1-②-1 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【子ども家庭支援センター事業】 *子ども家庭支援センター	関係機関との連携については、要保護児童対策地域協議会を年間で157回実施し、連携を行った。周知活動の取り組みでは、児童虐待に関する講演会や認証保育所・幼稚園の年長児を対象に、虐待予防のためのロールプレイを実施。さらに虐待予防教育動画の YouTube 多摩市公式チャンネルの QR コードを SOS カードに入れて配布した。 ヤングケアラーに関する講演会、学校関係者及びケアマネへの普及啓発を実施した。	虐待件数が高止まりしている状況もあり、虐待の未然防止を強化する必要がある。ヤングケアラーの相談窓口として、関係機関との連携及び必要な支援の提供ができるよう、関係機関とのネットワーク構築を強化する。	コロナ禍においても、相談業務を継続し安否確認等を徹底した。令和3年度には、虐待予防のための子ども向けロールプレイを開始。令和4年からはヤングケアラー相談窓口を子ども家庭支援センターとした。令和5年度にはヤングケアラーコーディネーターを配置した。子どもと家庭に関する問題が多様化・複雑化していることから、関係機関が連携を取りながら総合的に支援していくための総合的窓口として、相談窓口の強化を実施してきた。また、妊娠期からの切れ目ない相談、支援の構築のため「こども家庭センター」設置に向け検討し、R7年度から開設することとなった。

基本施策 1-③ : 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

基本  
施策  
推進  
状況

第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づく各事業の実施や推進委員会による計画の進捗管理・評価を行うとともに、次期計画策定のために有識者会議を立ち上げ、意見を聴取した。併せて、保護者向けアンケートや高校生等とのグループミーティング、桜の丘学園 PTA との懇談などを通じて、特別支援教育を取り巻く現状の実態把握を実施した。

また、多摩市の公立の小・中学校に在籍して何らかの理由により登校しない・できない児童や生徒に対し、自学自習を基本とした学習活動や生活指導、進路指導を継続的に行うとともに、令和6年度からはピアティーチャーによる体育（スポーツ）の指導も開始した。

今後についても、児童や生徒それぞれの状況に応じて、個別での学習の保障が必要になるため、対応を丁寧に行い、学習の遅れによる登校への意欲の低下を最小限にし、自己肯定感の醸成を図っていく。

施策の方向性	令和6年度の実施内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
1-③-1 障がい児施策の 充実 【特別支援教育 の充実】 *教育センター	第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づく各事業の実施や、推進委員会による計画の進捗管理・評価を行った。 計画期間が令和7年度で終わるため、次期計画策定のために、有識者会議を立ち上げ意見を聴取した。あわせて保護者向けアンケートや高校生等とのグループミーティング、桜の丘学園 PTA との懇談など実態把握を実施した。	令和7年度で終わる第二次計画を総括し、第三次計画へつないでいく必要がある。積み残しの課題や実態把握から見える新たな課題などを施策に盛り込んでいくことが求められている。令和8年4月から第三次計画が開始できるように令和7年度に計画を策定し周知する。令和8年度から5年間、計画に基づいて多摩市の特別支援教育を充実させるべく事業実施、計画全体の進行管理を行う。	第二次多摩市特別支援教育推進計画に基づいて、センターの事業を実施し、推進委員会を運営し計画全体の進行管理を行った。 センターの事業としては、就学相談の中で動画による手続等の案内を開始したり、教育と福祉のさらなる連携を目指し、相談窓口を一つにしたりするなど、相談の充実を図った。また令和4年度に ICT と健康セミナー「子どもとインターネット・ゲーム依存」を実施し、翌令和5年度には講演内容を多摩市公式 YouTube へアップした。さらに教育支援フォーラムでは「第二次多摩市特別支援教育推進計画の進捗」をテーマに講演し、より広く特別支援教育や障害理解の普及・啓発を行った。 また、計画の進行管理を行う中で、校内委員会の充実や研修等による教員の特別支援教育に関する質の向上、特別支援教室担当教員連絡会等の各校の取り組み・好事例の共有の機会の創出等学校における特別支援教育の充実を図った。

			た。 令和6年度には、次期計画策定事業の一環として学識経験者等による有識者会議を運営し意見聴取を実施したり、保護者向けアンケートや高校生等とのグループミーティング、都立桜の丘学園PTAとの懇談などの実態把握を行った。
1-③-2 専門的な支援の充実 【適応教室（ゆうかり教室）】 *教育センター	<p>多摩市の公立の小・中学校に在籍し、何らかの理由により登校しない・できない児童や生徒に対し、自学自習を基本とした学習活動や生活指導、進路指導を行った。</p> <p>入室の際には、教室に慣れるために体験通室から開始し、本人のペースにあった日数で適応教室への通室を促し、指導員やピアティーチャーの指導の下、学習を進めた。</p> <p>不登校児への対応について実績のある学校法人にスーパーバイズを依頼し、従来行っていた個別で行う学習指導だけでなく、小集団の中でボードゲームや体験活動を通して自然と他者との関わりが持てるプログラム「コアラタイム」を実施した。</p> <p>ゆうかり教室で子どもたちがどのように過ごしているのかを知る機会を作ること、また保護者同士の交流・情報交換等ができるようにすることを目的として、保護者交流会を2回実施した。</p> <p>令和6年度から、ピアティーチャーによる体育（スポーツ）の指導を開始した。</p>	<p>通所している児童や生徒の状況は、学校種別もまちまちであり、学習の進捗についてもそれぞれの状況があるため、個別での学習の保障が必要になる。</p> <p>各々学年や学習進捗が異なり、状況が多岐であるため、学習支援を行う教育活動指導員の対応が追いつかず、自習を行うことが増えている。</p> <p>令和7年度も引き続き、居場所として適応教室を求めて通室してくる児童や生徒への対応を丁寧に行い、学習の遅れによる登校への意欲の低下を最小限にし、自己肯定感の醸成を図ることを目指すため、適応教室の所員以外が個別支援を行うことができるよう、計画的な指導員の配置を行う。</p>	<p>令和2年度は、公益財団法人多摩市文化振興財団協力で、演劇教室（全5回）を実施した。</p> <p>令和3年度は、公益財団法人多摩市文化振興財団協力で、演劇教室（全2回）、ゆうかり教室出身者による「お話し会～高校生活について～」、図書館見学「図書館司書に話を聞きに行く」を実施した。</p> <p>令和4年度は、公益財団法人多摩市文化振興財団協力で演劇教室（全2回）、東京都美術館見学を実施し、適応教室プログラム改善事業（コアラタイム）を開始した。</p> <p>令和5年度は、適応教室プログラム改善事業（コアラタイム）、ゆうかり保護者交流会を実施した。</p> <p>令和6年度は、ピアティーチャーによる体育（スポーツ）の指導を開始した。</p> <p>令和2年度から令和6年度まで継続して、不登校児童生徒への学習機会の確保を目的にeラーニングを実施した。</p>

基本施策 2-① : 安心できる保育体制の充実

基本  
施策  
推進  
状況

子育て世帯に対する保育サービスとして、市内保育施設で一時預かり事業や延長保育事業、病児・病後児保育事業、休日保育事業等を実施し、多様なサービスが必要とする家庭に保育を提供できるよう、受け入れ体制を強化することで、安心できる保育体制の強化を行った。

産後ケア事業については令和6年度より、多様化するニーズに応えるために従来実施していた通所型・訪問型に加え宿泊型の産後ケア事業を実施することで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を推進した。

また、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援が求められていることから、子ども家庭支援センターにおいても令和6年11月から多摩市こども誰でも通園事業を試行実施し、安心して子育てすることができる保育体制の充実を図った。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
2-①-1 保育所及び学童クラブ待機児童対策の強化 【保育所：保育定員の確保、保育士の人材確保】 *子ども・若者政策課	令和6年度も引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図った。研修会は計2回開催し、延べ29名の参加があった。さらに、東京都の補助事業である地域における保育力アップ推進事業を活用し、認可保育所だけでなく、認証保育所等認可外保育施設も含めた合同園長会を1回開催し、各施設が行う保育内容等を共有することで、保育の質の向上に寄与した。 また、令和2年度から開始した子育て支援員研修を引き続き開催することで、22名が研修を修了し、新たに、「子育て支援員」として認定された。さらに、令和2年度から令和5年度に実施した子育て支援員研修修了者に対して、フォローアップ研修を実施し、保育人材の確保だけでなく、保育の質の向上並びに維持に寄与した。	子育て支援員として認定されることにより、職員配置基準上の「みなし保育士」として配置することができるため、保育人材の確保施策として有効である反面、多摩市の増配置に係る補助項目としては、「有資格」、「無資格」の区分しがないことが課題である。 今後は、多摩市の「子育て支援員」として認定された方が保育所等で雇用された際の、資格に係る補助区分について、保育園園長会等と必要性等について協議・検討を進めていく。 また、保育園長会等の事業者とも密な連携を図りながら、保育人材の確保や質の向上に資する取組を進め、事業計画に基づき、必要な入所定員の確保に努めるとともに、待機児童の解消を目指す。	令和2年度から引き続き、多摩市保育協議会が実施する研修会に対し、補助を行うことで、保育の質の向上及び確保を図るとともに、認可外も含めた保育所の園長会を開催し、他種別事業者との連携を図った。 また、令和2年度から継続して、子育て支援員研修を実施し、令和2年度から令和6年度までの4か年で計144人の「子育て支援員」を認定し、保育人材の確保と質の向上に資する取組を推進した。 保育人材の確保と質の向上は両輪であり、継続して実施していくことで、保育の質の維持・向上が保たれることから、今後も継続して実施していく必要がある。
2-①-2 ニーズに応じた	令和6年度より、従来実施していた通所型・訪問型に加え宿泊型の産後ケア事業を実施した。	利用後のアンケートは満足度が高くなっている一方で、宿泊型の市内実施機関が少ないこと	令和5年度より子ども家庭支援センターから健康推進課に事業移管し、「産後ケア事業」と

<p>多様な子育て支援サービスの提供</p> <p>【子育てスタート支援事業】</p> <p>*健康推進課</p>	<p>利用申請者数は 403 名で前年に比べ大幅に増加した。出産後 1 年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を推進した。</p>	<p>や実施施設が少ないことからタイムリーな利用が難しい状況である。今後、市内を含む実施施設を増やす働きかけが必要である。更に事業拡充することで、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を推進する。</p>	<p>して実施。従来実施していた通所型に加え訪問型産後ケア事業を実施、加えて利用対象者を拡大（1歳未満まで、第2子以降も可等）した。令和6年度からは更に宿泊型を開始し更なる事業拡充を図った。</p>
---	---	--	---

基本施策 2-② : 安定した家庭生活に向けた支援

日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対するホームヘルパーの派遣や養育支援訪問を行うなど、支援を必要とする家庭に対して専門的な知識と経験に基づくソーシャルワークを行い、自立支援に向けた取組を推進した。また、私立幼稚園等に在籍する園児の保護者からの申請により、世帯の所得状況等に応じて補助金を交付し、幼児教育の推進も図った。

さらに、東京しごとセンター多摩との連携による「女性しごと応援キャラバン」の実施や、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」において、市内で働き、暮らす家族にインタビューを行い、家庭内での役割分担についての記事を掲載する等、多様な働き方の実現に向けた対応等を行うことで、安定した家庭生活に向けた支援を図った。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
2-②-1 ひとり親家庭の自立支援の推進 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業】 *子ども・若者政策課	日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定期間ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の子育てを支援した。 実利用者世帯数：7世帯 派遣回数：285回	当該サービスが必要な方に寄り添った相談と自立支援となるホームヘルパーの派遣が必要である。引き続き、当該サービスが必要な方に寄り添った相談を行い、自立支援に応じたホームヘルパーの派遣を行っていく。	日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して一定期間、ホームヘルパーを派遣し、ひとり親家庭の子育てを支援した。
2-②-2 児童虐待の防止と早期発見・早期支援 【養育支援訪問事業】 *子ども家庭支援センター・健康推進課	育児・家事援助及び専門的相談支援として、令和6年度は4,902件の養育支援訪問を行い、安定した養育につながるよう、各種サービス等へ繋げる支援や継続的な訪問を行った。また、要保護児童対策地域協議会の位置づけで、事例検討会等を活用し、関係機関との連携をとることができた。 加えて、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）の面接率向上、乳幼児健康診査の受診率向上に努め、必要に応じて関係機関と連携し、訪問及び面接等による継続的な支援を行った。	養育の支援が必要と思われる家庭が、支援を拒否した際に、関係機関で養育を見守る体制を作るために、行政機関以外の地域の関係機関とも連携を取りながら、支援できる仕組みを検討する。 今後についても、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）の面接率向上、乳幼児健康診査の受診率向上に努め、必要に応じ関係機関と連携し訪問及び面接等による継続支援を行う。	養育の支援が必要でありながら、自ら支援を求められない家庭の中にお子さんやヤングケアラーとなりうる懸念もあることを関係機関に周知できた。また、要保護対策協議会の位置づけで事例検討会等を活用し、関係機関との連携を図った。 加えて、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援のため、妊婦面接（ゆりかごTAMA）の面接率向上、乳幼児健康診査の受診率向上に努め、必要に応じて関係機関と連携し訪問及び面接等による継続支援を行った。

<p>2-②-3 経済的な支援の推進 【私立幼稚園に在籍する保護者への支援】 *子ども・若者政策課</p>	<p>私立幼稚園等に在籍する園児の保護者からの申請により、世帯の所得状況等に応じて、当該保護者に対して要綱に定められた金額の補助金を交付した。</p>	<p>私立幼稚園の保護者に対する補助金であり、近隣他市においては、都補助額に加算して補助していることもあり、地域格差が存在することから、事業は引き続き継続するが、補助内容の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>私立幼稚園に在籍する児童の保護者に対して補助をおこない、以って幼児教育の推進を図った。</p>
<p>2-②-4 多様な働き方の実現及び働き方の見直し等 【TAMA女性センター事業（就労環境・キャリア形成）】 *TAMA女性センター</p>	<p>令和6年度は、東京しごとセンター多摩と連携し、「女性しごと応援キャラバン」を実施した。また、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」では、市内で働き、くらす家族にインタビューを行い、家庭内での役割分担についての記事を掲載した。</p>	<p>令和7年度も東京しごとセンター多摩と連携し、女性の就労支援を行う事業を実施する。</p>	<p>令和2年度から令和6年度において、男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」において、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市内事業者の取組みの紹介記事を掲載し、働く場における男女平等の推進に向けた啓発に努めた。また令和2年度から令和6年度まで継続して東京しごとセンター多摩と連携して事業を実施することができ、女性の就職・キャリアアップ支援を行うことができた。</p>
<p>2-②-5 次代の親の育成 【学校・家庭教育支援事業】 *公民館</p>	<p>学級・講座等社会教育事業として、子育て支援講座を3回、家庭教育学級を7回、家庭教育講座を4回、体験講座を6回、薬物乱用防止講座を2回開催した。 また、両館の保育室を無料開放する保育室開放デーを永山公民館は月1回、関戸公民館は月2回実施し、感染症対策等の衛生管理を確保しつつ、親子が安心して集い交流する場づくりを行った。 各館の特性を生かした取り組みとして、関戸</p>	<p>令和6年度の組織改正に伴い、両館の事業担当が統合されたことから、両公民館の立地環境・施設の特性を活かしつつ、それぞれの情報を共有しながら効果的に事業展開を進め、引き続き安心して子育てができるような学びの機会を設けて家庭・地域の教育力の向上に努める。また、働く保護者のための事業については曜日や時間の検討も必要であると考えている。さらに、リアルでの学習の場の提供も大切にしながら、ICT機器の活用による事業展</p>	<p>両館ともに乳幼児を持つ保護者、青少年を持つ保護者、あるいは学齢期の児童生徒を対象とした事業を積極的に実施してきており、近年の情報過多ともいえる現代において、公共施設が実施する学びの機会の重要性は高いと考えている。また、学校やPTA、保育園などが主体となって実施する講座や学級を支援することで、公民館まで足を運ばなくても地域で参加できる事業も評価を得ており、今後も各団体の現状やニーズを聞き取りな</p>

	<p>公民館では、市民ロビーにてスターライトバルコニーと称して、親子で鑑賞できるプラネタリウムや親子参加型のワークショップ等を2日間かけて実施した。また、保育室開放デーの際に赤ちゃんおはなし会を9回実施し、保育室の利用者拡大を図った。</p> <p>永山公民館では、子育て集いの広場事業として、乳幼児から未就学児までの子育て期の親子を対象に、地域で安心して自由に過ごせる遊びの場、子育てに対する不安や悩みを相談する場を24回実施した。</p>	<p>開も検討していく。</p>	<p>がら支援していきたい。</p>
--	---	------------------	--------------------

基本施策 2-③ : 妊娠・出産期からの切れ目ない支援

基本  
施策  
推進  
状況

子育て世代包括支援センター事業として、ゆりかご TAMA 妊婦面接を実施して個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することにより孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。また、妊娠期から子育て期の親向けに子育て情報や市の事業の案内をきずなメール(LINE 版)で配信するとともに、地域子育て支援拠点と連携し、保健師や栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談を実施するなど、身近な地域で相談できる体制を整え、子育て家庭の健康維持に資する取組を推進した。

加えて、令和 5 年度に引き続きパパママ学級(両親学級)を「ウエル TAMA! 赤ちゃん準備コース」と、「歯っぴー食事コース」の 2 コース制で実施し、安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援した。妊娠期から地域の子育て支援拠点に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内や先輩パパママとの交流会も実施することで、孤立しがちな母親同士の仲間づくりを行うとともに父親の育児に対する意識の向上を図った。

施策の方向性	令和 6 年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和 2~6 年度における取組の成果
2-③-1 子育て家庭の健康の確保 【子育て世代包括支援センター事業】 *健康推進課	子育て世代包括支援センター事業の主な取組として、ゆりかご TAMA 妊婦面接を実施し個々に応じた支援プランを全妊婦に作成し、妊娠期から身近な地域の子育て支援拠点や地区担当保健師を紹介することにより孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。妊娠期から子育て期の親向けに子育て情報や市の事業の案内をきずなメール(LINE 版)で配信した。地域子育て支援拠点との連携により、保健師や栄養士、歯科衛生士、心理相談員、作業療法士による出張教育・相談を実施。また保育園との連携強化として離乳食や幼児食に関する相談体制を整え、これらにより、身近な地域で相談できる体制を推進した。支援に関わる保健師等の人財育成も兼ねて、ハイリスク妊婦や新生児、乳幼児を育てる保護者への支援について情報共有、進行管理を実施した。	今後も引き続き母子保健施策と子育て支援施策の連携を強化し、妊娠期から子育て期にわたる様々な支援やサービスなどを利用者目線に立ち、支援の継続性と整合性が確保できるようマネジメントを行う。保健師等専門職が中心となり、妊産婦・乳幼児等やその家族の実情を把握し、必要なサービスや支援が提供できるよう関係機関との連携調整を行い、その後の状況のフォローアップと評価を行う。	子育て世代包括支援センター事業の主な取組として、妊婦面接(ゆりかご TAMA)をはじめ、関係機関との連携強化による取組、プッシュ型の情報発信等により、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援を行うための様々な事業の展開を図った。それらにより、地域で包括的に支援する体制を推進するとともに、孤立予防、早期支援に繋がる取組を行った。また、支援に関わる保健師の人財育成も兼ねて、様々な家庭への支援について情報共有、進行管理を実施した。
2-③-2 家庭の教育力の	令和 5 年度に引き続きパパママ学級(両親学級)を「ウエル TAMA! 赤ちゃん準備コース」	効果的なパパママ学級(両親学級)となるよう、実施内容を定期的に見直すとともに、グループ	新型コロナウイルスの感染拡大により令和 2 年度以降は感染対策を徹底した上で開催

<p>向上 【パパママ（両親）学級】 *健康推進課</p>	<p>と、「歯っぴー食事コース」の2コース制で実施し、安心して妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援した。また、妊娠期から地域の子育て支援拠点に繋がれるよう、子育てマネージャーによる施設案内や、先輩パパママとの交流会も実施した。</p>	<p>ワークや妊婦体験（父親）などを通じて交流の時間を確保することで、孤立しがちな母親同士の仲間づくりを行うとともに父親の育児に対する意識の向上を図っていく。</p>	<p>した。 沐浴実習や各種講話、グループワーク、妊婦体験（父親）、先輩パパママ交流会などを実施することで、両親が安全・安心に妊娠期を送り出産を迎え、子育てがスタートできるよう支援を行った。 また、虐待未然防止の観点から、乳幼児揺さぶられ症候群（SBS）の予防、母親のメンタルヘルス等について正確な情報提供を行うことで、知識及び相談先の普及啓発を図った。</p>
---------------------------------------	--	---	---

基本施策3-①：地域社会全体での子育て支援

**基本施策推進状況**

子ども・誰でも食堂について、たまこどもフェスへの出店やたま広報での紹介を通じ、多くの市民に対して周知・理解促進を図り、地域の子どもたちへの食を通じた交流の場を提供することで、子どもやその保護者の居場所やつながりの維持・形成に寄与した。また、令和6年度以降は補助金額を大幅に拡充し、活動頻度の高い団体への支援を強化することで、事業のさらなる推進を目指している。

放課後子ども教室については、令和5年より週5日実施を開始した連光寺小と貝取小において、保護者ニーズに対応するため、入退室管理システムの導入及び長期休業期間中の事業実施を行った。また、放課後子ども教室の利用促進のためにPR用動画も作成した。今後については、放課後子ども教室の委託による週5日実施への移行について、学校や受託法人、ボランティアリーダー等地域の協力者との調整を重ねながら、順次実施校を増やしていく。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
3-①-1 地域コミュニティによる子育て施策の充実 【子ども食堂推進事業】 *子ども・若者政策課	市内にある子ども・だれでも食堂16団体に対し、補助金を交付した。また、たま広報への子ども・誰でも食堂の紹介記事の掲載や、たまこどもフェスへの出店を行うなど、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。	当初は食堂形式での開催が主流だったが、新型コロナウイルス感染症の流行以降、配食形式の取組に比重を置く団体も増えてきた。食を通じた交流の場の提供という目的に沿った支援ができるよう、支援方針を検討していく必要がある。	新型コロナウイルス感染症の流行により、食堂形式の開催が難しい時期が続いたが、中でも配食形式で取組を継続することで、子どもや家庭との繋がりや居場所の維持に寄与することができた。また、令和6年度以降は補助金額を大幅に拡充し、活動頻度の高い団体への支援を強化することで、子どもの居場所づくりに寄与することができた。
3-①-2 持続可能な放課後子ども教室の運営 【放課後子ども教室】 *児童青少年課	令和5年より週5日実施を開始した連光寺小と貝取小において、保護者ニーズに対応するため、入退室管理システムの導入及び長期休業期間中の事業実施を行った。試行状況の検証を行い、本格的実施と位置付けることができた。 放課後子ども教室の利用促進を狙い、PR用動画を作成した。	連光寺小、貝取小での検証状況を踏まえ、教育委員会、学校及び地域の関係者等と調整を図り、順次週5日の実施校を増やしていく必要がある。特に、学童クラブの待機児が多く出ている学校での実施及び児童館のあり方基本方針内でのプラン推進を念頭に検討していく。	運営スタッフである市民ボランティアに高齢者が多いこともあり、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、実施日数が大幅に減少した。令和5年度は委託運営による週5日実施を連光寺小、貝取小の2校において試行実施を開始し、令和6年度は入退室管理システムの導入及び長期休業中の事業実施を行い、その試行実施状況を検証し、本格的実施と位置付けることができた。 次の展開として、学童クラブの待機児が多く出ている東寺方小学校及び南鶴牧小学校での週5日実施の検討を教育委員会及び当該校、

			学童クラブ受託法人と調整し、検討した。
--	--	--	---------------------

基本施策 3-② : 子育てを支援する生活環境の整備

基本  
施策  
推進  
状況

舗装打換え工事に伴うユニバーサルデザインブロックや視覚障がい者誘導ブロック、ベンチの設置を行うことで道路のバリアフリー化を推進した。児童館においても、児童青少年課と道路交通課の連携により交通安全教室を実施するとともに、児童館の地域子育て支援事業や乳幼児のつどいにおいても、交通安全に関する啓発を行った。併せて、各児童館・学童クラブでは地域の情報から必要に応じてパトロールに出たり、児童が来館する際や帰宅する経路について危険な道などを共有したりといった危険防止に取り組んだ。また、各児童館・学童クラブでは地域と連携してのパトロールの実施や、児童が日常的に使う経路の危険箇所を共有する等、地域の安全対策や危険防止対策に寄与した。

今後についても、「ひといきベンチ事業」の推進や周辺地域のパトロール、交通安全教室等の講座を通じ、良好な住環境の確保や地域の安全対策を推進していく。また、ユニバーサルデザインブロックの設置や道路拡幅工事に伴う歩道設置等、引き続き事業を継続していくことに加え、社会状況の変化に柔軟に対応しながら、交通安全教育を推進していくことも必要となる。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
3-②-1 良好な住環境の確保充実 【道路交通環境の充実】 *道路交通課	舗装打換え工事に伴うユニバーサルデザインブロックの設置、視覚障がい者誘導ブロックの設置、ベンチの設置を行い、道路のバリアフリー化を推進した。	舗装打換え工事、視覚障がい者誘導用ブロックの設置、道路拡幅事業（歩道設置）等には都からの補助金を充当しており、持続的な財源の確保が必要である。また、ベンチの設置については市民からの寄付による「ひといきベンチ事業」についても進めていく。	舗装打換え工事及びそれに伴うユニバーサルデザインブロックの設置は毎年4路線程度実施しており、道路拡幅工事に伴う歩道設置については継続的に2路線で行ってきた。今後も引き続き事業継続に取り組んでいく。
3-②-2 安全・安心なまちづくりの推進 【生活・交通・災害安全教育の実施】 *児童青少年課 *道路交通課	道路交通課と連携し、交通安全教室を学童クラブで実施し、児童館の地域子育て支援事業や乳幼児のつどいでも交通安全に関する啓発を行った。 各児童館・学童クラブでは地域の情報から必要に応じてパトロールに出たり、児童が来館する際や帰宅する経路について危険な道などを共有したり、危険防止に取り組んだ。	引き続き、必要に応じて周辺地域のパトロールや交通安全教室・乳幼児のための講座を行うなど、地域の安全対策や危険防止対策に取り組む必要がある。 また、自転車ヘルメットの着用が努力義務化されたものの、都内でのヘルメット着用率は思うように伸びていないため、継続的に啓発活動を実施していくことが必要である。	令和2・3年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に見舞われ、交通公園での交通安全教室の実施回数が減少したが、出前交通安全教室の回数を増やし、社会状況等の変化に対応した実施手法の転換を図りつつ、交通安全教育の推進を図った。 令和4年度以降については、コロナ禍前と比較し、交通公園での交通安全教室の実施回数が戻り、出前交通安全教室を含めた実施回数では若干ではあるが上回っている。 また、令和5年度からは、コロナ禍で見送っていた市内イベントでの疑似体験型交通安全教
	交通公園での交通安全教室 59回実施 出前交通安全教室 35回実施 疑似体験型交通安全教室 3回（中学校）		

		実施 疑似体験型交通安全教室 2回(防災フェ スタ)実施		室を実施した。 児童館・学童クラブにおいても、交通安全教育の実施や地域のパトロール、来館・帰宅経路の安全確認、危険個所の道路交通課への連絡など、様々な観点から子育て世代や子どもに対する安全対策を推進した。
--	--	------------------------------------	--	---

基本施策 4-① : 支援が必要な若者に対する切れ目ない支援体制の確立

基本  
施策  
推進  
状況

生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方や最低限度の生活を維持することができない恐れのある方が、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、ひきこもりに関する相談に、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行うとともに、必要に応じて適切に各関係機関と連携を図り、相談者をつなぐことができた。

また、民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援や適切な情報提供を行った一方で、地域に民生委員がいないことは、住民の不安感につながるだけでなく、欠員地区をカバーする現任委員の業務負担を招くため、欠員解消に向けた対応が必要となる。

子ども・若者を支援するしくみづくりとしては、子ども・若者政策課と子ども家庭支援センターが連携し、ヤングケアラーと子どもの権利に関する講演会を開催するとともに、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対して周知・理解促進を図ることができた。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
4-①-1 世代に応じたひきこもり支援の推進 【生活困窮者自立支援事業】 *福祉総務課	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方、最低限度の生活を維持することができない恐れのある方が、地域において自立した生活が行えるよう、家計改善支援、就労準備支援、就労支援、住居、ひきこもりに関する相談に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員が対応し、世帯の課題解決に向けた支援を行った。また、必要に応じて適切に各関係機関と連携を図り、相談者をつなぐことができた。	令和5年度より本格的に実施しているひきこもりの方を対象とした「居場所」支援について、必要とする方が利用できるよう、引き続き周知が必要である。	生活や仕事に心配・不安・悩みを抱えている方や最低限度の生活を維持することができない恐れのある方に対し、しごと・くらしサポートステーションの相談支援員の適切な対応を実施し、世帯の課題解決に向けた支援をすることができた。また、支援会議も必要に応じて開催し、各関係機関と連携して適切に相談者をつなぐことができた。 さらに令和4年度に設置した日中を安心して過ごせる「居場所」のスペースも、引き続き適切に運用を行った。
4-①-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【民生委員協議会】 *福祉総務課	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援を行うとともに、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。また、令和5年度に行った『民生委員確保のための検討会（振り返り）』の結果を踏まえた各種取組を実施した。	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援を行うとともに、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。令和4年度の一斉改選により欠員地区も発生しており、なり手不足の課題がある。 令和6年度に試行実施をした友愛フレンズ事	民生委員・児童委員と連携を深め、支援が必要な人への相談支援を行うとともに、地域と行政のパイプ役として関係機関につなぎ、支援をより円滑にするために適切な情報提供を行った。また、令和2年度に民生委員確保のための検討会を実施し、今後の活動の方向性について協議を行った。令和4年度の一斉改選の結果を踏ま

	加えて、大妻女子大学の学生と連携し、友愛フレンズ事業の試行実施を行った。	業について、振り返りを行い、今後の地区拡大等検討・実施を行う。	えて、令和5年度に民生委員確保のための検討会（振り返り）を実施し、今後の各種取組について検討を行った。
4-①-3 子ども・若者を支援するしくみづくり 【子ども・若者育成支援事業】 *子ども・若者政策課	子ども家庭支援センターと連携し、ヤングケアラーと子どもの権利に関する講演会を開催した。 また、貧困の状況にある子どもや若者の孤立を防ぐため、居場所である子ども・誰でも食堂の紹介記事をたま広報に掲載することで、多くの市民に対し、周知・理解促進を図った。	これまではひきこもりや子どもの貧困をテーマに講演会等を実施してきたが、子どもや若者を取りまく状況が多様化していることから、子どもや若者の権利に関する内容など、多様なテーマで講演会を実施することとした。	ひきこもりや貧困、子どもの権利等のテーマで講演会を開催し、子どもや若者の抱える困難等について市民や関係機関等に広く周知・啓発することができた。また、アーカイブ動画の配信を併せて行うことで、これまで以上に情報を広く発信することができた。

基本施策 4-② : 子どもの貧困対策

**基本施策推進状況**

ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給中又は同等所得の生活困窮世帯の中学生・高校生世代の子どもに対し学習支援を行うとともに、令和5年度から導入したスタディクーポン事業で利用できる通塾先に、発達障害児対応塾を追加するなど、事業の拡張を図った。

また、令和7年度からは大学等の受験料や模擬試験受験料を助成する事業に係る申請について、窓口や郵送での申請に加えて電子での申請を開始することとしたが、提出書類が多く手続きが煩雑であるという課題が残ったため、より簡易に手続きができるよう、検討していく。

併せて、子育て中の様々な問題解決に資するよう「こそだてわくわくワークショップ」を開催し、子育て中の家庭の人材育成に取り組むなど、地域の中での支援ネットワークづくりも推進した。

今後についても、ひきこもりや子どもの貧困をはじめ、子どもや若者が抱える困難や悩み事が多様化していることから、子どもにとって相談の敷居を下げることや、様々な媒体を通じて相談機関を周知するなど、適切な相談機関に子ども・若者をつなぐことができる体制づくりに取り組んでいく。

施策の方向性	令和6年度の取組み内容	現状における課題・今後の取組予定	令和2～6年度における取組の成果
4-②-1 経済状況に左右されない子どもの育ちのための支援 【ひとり親家庭等学習支援事業】 *子ども・若者政策課	児童扶養手当を受給している世帯等の生活困窮世帯の中学生・高校生世代の子ども35人(家庭訪問型5人、学習塾型30人)に対し、学習支援を行なった。令和6年度からはこれまでの年間30回の支援に加え、夏季休暇や冬季休暇期間中に週3回程度追加開催することとし、支援を強化した。 また、令和6年度より大学等の受験料や、模擬試験受験料を助成する事業を開始し、59人の受験を支援した。	大学等の受験料や模擬試験受験料を助成する事業について、窓口や郵送での申請に加え、電子での申請を令和7年度から開始することとしたが、提出書類が多く手続きが煩雑であるため、より簡易に手続きができるよう、検討する必要がある。	新型コロナウイルス感染症の流行があった中でも、対策を講じたうえで事業を継続し、経済的に困窮する世帯の子どもの学力の向上や学習習慣の定着を図り、進級・進学等を支援することで、子どもの将来の進路選択の幅を広げ、将来の自立および貧困の連鎖の防止につながった。 また、大学等の受験料や、模擬試験受験料を助成する事業を新たに開始し、子どもの進学に向けたチャレンジを後押しした。
4-②-2 地域の中での支援ネットワークづくり 【人材育成・研修・ネットワーク事業】 *子ども家庭支	地域子育てサポーター養成講座等、地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組んだ。 また、子育て中の様々な問題解決に資するよう「こそだてわくわくワークショップ」を開催し、子育て中の家庭の人材育成に取り組んだ。	地域子育てサポーター養成講座の参加者は一定数いるものの、全て履修した修了者数が減少傾向にある。また、受講後に、子育て支援施策の活躍につながっていく方も少ない傾向にある。	地域子育てサポーター養成講座を通じて地域の団体活動の紹介を行うなど、地域における子育て支援に係る人材の育成等に取り組みを進め、子育て支援の推進を図った。

	援センター			
--	-------	--	--	--